

-----  
**公 安 委 員 会 規 則**  
-----

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月28日

高知県公安委員会委員長 織田 英正

**高知県公安委員会規則第12号**

**高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則**

高知県公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号カ中「覚せい剤等薬物及び」を「覚醒剤等薬物又は」に改める。

第5条の見出しを「（その他の事項）」に改め、同条中「この規則」を「第2条から前条まで」に改める。

第6条中「別に」を削る。

別記様式を次のように改める。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。